

31 9割以上を電子決裁としペーパーレス化や業務効率化を推進【神奈川県】



➤ 在宅勤務など多様な働き方への対応のため全庁的に電子決裁を推進し、電子決裁率94.0%を達成（令和4年度）

事業の概要

- 平成30年4月から電子決裁機能を有する文書システムに刷新し、全庁規模の電子化を推進。
- 知事決裁（月20～30件）を含めたほぼ全ての決裁を電子化。 ※本庁所属では電子決裁率99%超

<電子決裁率の推移>

平成30年度	36.7%
令和元年度	32.9%
令和2年度	56.5%
令和3年度	86.8%
令和4年度	94.0%

<普及に向けた効果的な取組>

トップダウンの働きかけ <最重要>	幹部職員も高頻度で利用するシステムであり、「幹部は紙決裁」との意識だと電子決裁が浸透しない。 ⇒ 知事を含む幹部職員が率先して電子決裁を行った結果 、全庁の電子決裁率が急上昇
コロナ禍による勤務環境の変化	緊急事態宣言下 における出勤制限等、電子資料のみで業務を行う需要が庁内にも存在 ⇒ 場所にとらわれない働き方 を提供するツールとして、在宅勤務やモバイルワークでの利便性が職員にも浸透
「併用決裁」の導入	許認可事務等において、紙申請などを原因とする大量の添付資料が存在し、そのスキャン作業が電子決裁活用の障壁 ⇒ 添付の一部に紙があっても電子決裁を可能とする 「併用決裁」を導入 （令和2年度～）

31 9割以上を電子決裁としペーパーレス化や業務効率化を推進【神奈川県】



（総務省）

普及の取組の工夫についてもっと教えてください。

同じ業務を所管していても、「〇〇事務所は90%」「××事務所は30%」など所属により顕著な違いが見られるため、**所属ごとの決裁率を分析し個別に働きかけを実施**しています。所属長の意識も大変重要です。

いきなり紙決裁から完全電子に切り替えることは難しいとしても、**併用決裁もできない場合は理由を尋ねて、電子への切り替えを促している**ほか、**文書課長通知、各局の管理担当課長会議での報告**などを継続的に実施しています。（神奈川県）

上記の結果、令和5年3月（単月）の電子決裁率は94.9%まで上昇しました。



他自治体の視察や照会があった時によく質問されることを教えてください。

「併用決裁に意義はあるか、実際には併用がほとんどではないか。」といったご質問を受けます。

現時点で行政手続に紙が存在することは不可避であり、「**できる部分からの電子化**」との意味で併用決裁を導入した意義はあると考えています。なお、電子決裁率の上昇（併用決裁導入）に伴い、**完全電子（※）の件数も半年間で約3倍に急増**しており、**完全電子と併用の割合はおおよそ2:1**です。※完全電子…電子決裁のうち紙の添付資料が存在しないもの

※完全電子決裁数 令和2年8月：14,856件 → 令和3年3月：44,340件（併用20,942件（外数））



今後の展望を教えてください。

本庁所属では**電子決裁率が99%**に達しており、決裁の電子化はほぼ上限と考えています。これは回議ルート上に、文書システムを利用できない者（警察職員、教員、議員など）がいる場合など、紙起案の必要性はあり、電子決裁率は100%にはならないためです。

そこで**現在は、併用決裁の低減と完全電子決裁（紙が1枚もない決裁）率の向上**にも軸足を置いて検討を進めているところです。

ただし、平成30年度に総務省が「電子決裁移行加速化方針」で取りまとめられたとおり、**決裁のためだけに原本を単純に電子化する作業は本末転倒**です。既存の事務フローをそのまま当て込んで逆にも非効率となるため、今後は、「電子化に合わせた業務プロセスの見直し」が重要になると考えています。

☆担当：神奈川県 総務局 組織人材部 文書課☆



【参考情報】 神奈川県人口：921.5万人

関連URL：総務局デジタル戦略本部室 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/index.html>)